

秘密保持契約書（片務型）

Non-Disclosure Agreement / One-Way / 20条

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して開示する秘密情報の取扱いに関し、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約は甲のみが開示者となり、乙のみが受領者となる片務型契約である。

第1条（目的）

本契約は、開示者（甲）が受領者（乙）に対し開示する秘密情報の取扱いに関する事項を定める。本契約は、乙が甲の事業を評価し、又は両当事者間で具体的取引を検討する目的（以下「本目的」という。）のために締結される。

第2条（秘密情報の定義）

甲が、書面、電磁的記録、口頭、視覚その他いかなる方法によるかを問わず開示する一切の技術上、営業上、財務上、人事上、その他事業上の情報のうち、次のいずれかに該当するものを「秘密情報」という。

- (1) 開示時に「秘密」「Confidential」等の表示が付されたもの
- (2) 口頭・視覚で開示した後、開示後30日以内に書面で秘密である旨通知されたもの
- (3) 情報の性質、開示の状況から客観的に秘密と認められるもの

第3条（秘密情報の除外事由）

次のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知の情報
- (2) 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
- (3) 受領者が開示前から正当に保有していた情報
- (4) 受領者が秘密保持義務を負わない第三者から正当に取得した情報
- (5) 開示された秘密情報を使用することなく受領者が独自に開発した情報

第4条（秘密保持義務）

乙は、秘密情報を厳重に管理し、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示・漏洩してはならない。

乙は、秘密情報を本目的以外の目的に使用してはならない。

受領者が秘密情報を取り扱う役員・従業員は本目的遂行に必要な者に限定し、当該者に対しても本契約と同等の秘密保持義務を課す。

第5条（法令等による開示）

受領者は、法令、裁判所、行政機関、金融商品取引所の規則等により秘密情報の開示が要求された場合、開示前に開示者に通知し、開示者が開示阻止の機会を得られるよう協力する。

第6条（複製・改変）

受領者は、本目的遂行に必要な範囲を超えて秘密情報を複製、改変、リバースエンジニアリングしてはならない。

複製物・派生物にも本契約の秘密保持義務が適用される。

第7条（権利の不付与）

本契約は、秘密情報に関する特許権、著作権、商標権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又はライセンスを意味するものではない。

秘密情報及びそれに関する一切の知的財産権は、開示者に帰属する。

第8条（保証の不存在）

開示者は、秘密情報の正確性、完全性、商品性、特定目的適合性についていかなる保証も行わない。

受領者が秘密情報に基づいて行った判断及び行為については、受領者の責任において行う。

第9条（個人情報）

開示する秘密情報に個人情報が含まれる場合、受領者は個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守して取り扱う。

第10条（返還・廃棄）

本契約終了時又は開示者の請求があったとき、受領者は秘密情報を含む書類、データ、媒体一切を開示者に返還し、又は復元不可能な形で廃棄・消去する。

受領者は、開示者の請求に基づき、返還又は廃棄を完了した旨を書面で証明する。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及びその役員・関係者が反社会的勢力でないこと、かつ反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明保証する。

相手方が反社会的勢力に該当することが判明したときは、何らの催告を要せず本契約を即時解除できる。

第12条（損害賠償）

受領者が本契約に違反したことにより開示者に損害が生じた場合、開示者に対し、その損害（逸失利益、信用毀損、調査費用、弁護士費用を含む）を賠償する。

第13条（違約金）

受領者は、第4条（秘密保持）に違反した場合、損害賠償とは別に、違反1件につき金
円の違約金を支払う。

本違約金は損害賠償額の予定であり、実損害がこれを超える場合は超過額を別途賠償する。

第14条（差止請求）

開示者は、受領者の秘密保持義務違反のおそれがあるときは、行為の差止め及び予防のために必要な措置を求めることができる。

第15条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。

期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、本契約は同一条件で更に1年間自動更新され、以後も同様とする。

第16条（秘密保持義務の存続）

第4条（秘密保持義務）、第7条（権利の不付与）、第10条（返還・廃棄）、第12条（損害賠償）、第13条（違約金）、第18条（管轄裁判所）は、本契約終了後も3年間存続する。

営業秘密に該当する情報については、本契約終了後も無期限に秘密保持義務を負う。

第17条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡できない。

第18条（合意管轄・準拠法）

本契約は日本法を準拠法とする。

本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（完全合意）

本契約は、本目的に関する甲乙間の完全なる合意を構成し、本契約締結前の口頭・書面の合意に優先する。

第20条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

令和 年 月 日

甲（開示者）

住所：

商号：

代表者：

印

乙（受領者）

住所：

商号：

代表者：

印